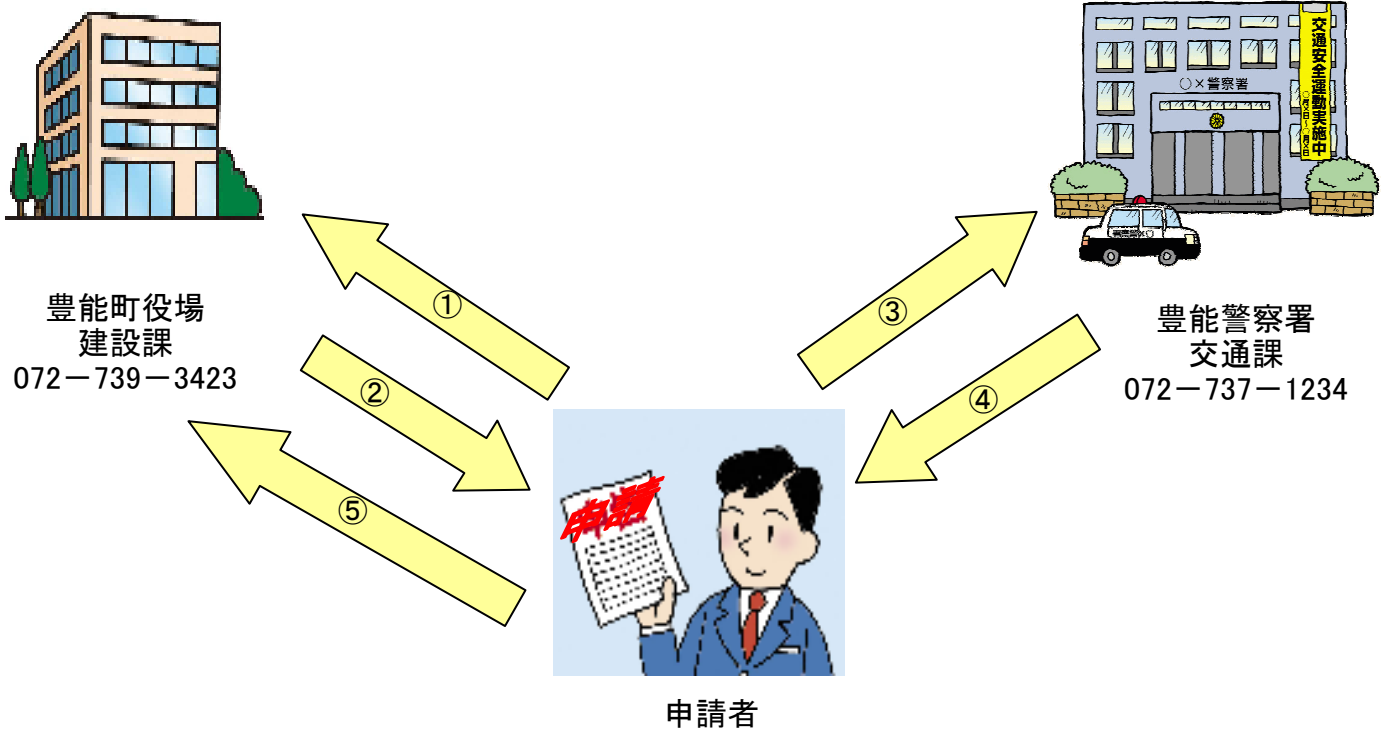


道路占用許可申請ならびに道路工事施工承認申請手続き案内

1. 手続きの流れ



- ① 申請書を3部提出して下さい。
- ② 警察協議書を発行しますので、受取に来て下さい。(1週間程度)
- ③ 豊能警察署に警察協議書を提出して下さい。
- ④ 警察協議回答書が発行されますので、受取に行ってください。(1週間程度)
- ⑤ 警察協議回答書を提出して下さい。回答書に問題がなければ即日許可書を発行します。

添付書類に不備がある場合は、許可までに1週間以上かかることもあります。

★ お願い

- * 豊能町建設課での協議書発行及び警察協議回答書の発行には、決裁期間が一週間程度必要ですので工事着工までには日程に余裕を持たせて申請して下さい。
- * 警察協議書の発行及び許可書の発行は、月～金曜日の午前9時00分から午後5時30分です。
- * 警察協議回答書の受付期間は月～金曜日の午前9時00分から午後5時30分です。

★ 工事竣工届について

- * 工事完了後は、工事竣工届を提出して下さい。
- * 着工前・着工後・工程別写真を添付して下さい。
- * 工事規模によっては、写真以外の書類提出を求める場合があります。

2. 添付書類 (◎については必須)

- 【1】◎ 申請書 (正副副(返却分)を含めて計3部)
 - * 担当欄については、必ず連絡先を記入して下さい。
- 【2】 道路占用料減額・免除申請書
 - * 内容によっては、道路占用料を減額または免除できる場合があります。
- 【3】◎ 位置図
 - * 住宅地図程度で結構です。

- 【4】◎ 現況写真
* カラー写真をお願いします。デジタルフォトをプリントしたもので構いません。
* 占用箇所が分かるように写真に朱書きして下さい。
- 【5】◎ 現況平面図及び計画平面図(S=1/300以上)
* 現況と計画の両方が分かるようにして下さい
* 官民境界線を赤色で記入して下さい。
* 図面距離間(mm)は可能な限り詳細に記入して下さい。
* 撤去する道路構造物、新設する道路構造物について色分けして下さい。
- 【6】◎ 現況断面図及び計画断面図(S=1/100以上)
* 現況と計画の両方が分かるようにして下さい。
* 官民境界線を赤色で記入して下さい。
* 図面距離間(mm)は可能な限り詳細に記入して下さい。
- 【7】◎ 工事实施方法を記載した書類
* 工事の影響方法が分かるようにして下さい。
* 工事の実施方法(開削・推進の別、工事が広範囲にわたる場合には工程順等)が分かるようにして下さい。
* 平面図と兼用していただいても結構です。
- 【8】 丈量図(S=1/300以上)
* 占用範囲、工事影響範囲、種別内容ごとに分かるもの。
* 平面図に記入できる安易なものについては、平面図に記入しても結構です。
- 【9】 構造図、設計図、仕様書
- 【10】 交通対策図(規制方法については豊能警察署において指導されます)
* 仮歩道・バリケード、夜間の保安対策等を記入して下さい。
- 【11】 占用関係意見調書
* 地下占用の場合は、他の地下埋設設管管理者から意見聴取した書類を提出して下さい。
* 道路通行止めとされる場合は、環境課(ごみ収集の点)、地元自治会、バス業者と協議して下さい。
- 【12】 その他、必要な書類
* 工事期間が長期間にわたるもの、または一時占用の場合には工程表を添付して下さい。
* 道路占用・法面埋立・工所用仮囲いの場合は、官民境界線の確定図を添付して下さい。
* 道路占用・法面埋立の場合は、土地利用計画書を添付して下さい。
* その他内容によって、理由書・利害関係者の同意書・公図・土地登記簿謄本の提出を求められることがあります。